

農業委員会事務局 業務委託契約等検討会議設置要綱

(目的)

第1条 浜松市が行う契約は、入札・契約の過程が適正かつ公正であるとともに、低廉な価格で履行条件を満足した成果品を確保することが重要である。このため、適切な契約を確保することを目的として、農業委員会事務局業務委託契約等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を審議するものとする。ただし、調達課が行うものを除く。
(1) 業務委託契約、賃貸借契約及びその他の契約を締結しようとする場合の、契約方法の決定、競争入札等の参加資格又は参加者の選定、特命理由、機種指定の理由及び当該仕様書、設計書、契約書、検査検収チェックシートの内容並びに最低制限価格及び共同企業体導入の可否、談合情報への対応、業者選定に関する苦情処理。
(2) その他検討会議において必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会議の組織及び構成員については、別表に定める。

2 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(会長の職務)

第4条 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 農業委員会事務局の職員は、検討会議に係る業務委託契約等に関する決裁を行うときは、前項の議決結果を尊重しなければならない。

5 会長は、会議を開く時間的余裕がないと認めるときは、委員に回議して、これに代えることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(政策法務主任)

第6条 農業委員会事務局に属する政策法務主任は、審議案件について会議開始前に法的課題を洗い出すほか会長が指示する庶務に参画するものとする。

(秘密の保持)

第7条 検討会議に出席し、又は関係した職員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱によりがたい事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

農業委員会事務局 業務委託契約等検討会議組織図

	【部】業務委託契約等検討会議	【課】業務委託契約等検討会議
審議の対象	100万円(賃貸借契約は80万円)を超えるもの	100万円(賃貸借契約は80万円)以下
会長	事務局長	事務局次長

委員	参事、事務局次長、副参事、 専門監、主幹、技監、 グループ長の職にあるもの	副参事、専門監、主幹、技監、 グループ長の職にあるもの
----	---	--------------------------------